

東広島市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 東広島市

事 業 名 : 特定地域生活排水処理施設

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成 1 1 年度供用開始 (供用開始後 2 0 年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適
処 理 区 域 内 人 口 密 度	0.236人/ha	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	本事業は、市設置型浄化槽事業であるため、処理区は0		
処 理 場 数	本事業は、市設置型浄化槽事業であるため、処理区は0		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	当初は農業集落排水事業による汚水処理を検討していたが、最適な事業形態を検討した結果、市町整備浄化槽推進事業により事業を実施することとした。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	保守点検、清掃及び法定検査に係る経費分を毎月使用料で徴収。(令和元年10月より月額使用料、5人槽:5,120円、6人槽:5,580円、7人槽:6,310円、8人槽:7,140円、10人槽:8,510円)						
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	該当なし						
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	該当なし						
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ² あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成28年度	4,910	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ² あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成28年度	5,526	円
	平成29年度	4,910	円		平成29年度	5,852	円
	平成30年度	4,910	円		平成30年度	5,848	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m²あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	0人
事 業 運 営 組 織	本事業は事業規模が極めて小さいため、本市の生活環境部における業務の一つとしての取り扱いとしている。今後、法適用の検討に伴い、事業運営組織の在り方についても検討する必要がある。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化槽の保守点検・清掃については民間の許可業者に委託している。
	イ 指定管理者制度	事業規模が小さく、制度の活用が見込めないため、検討していない。
	ウ PPP・PFI	新規の整備を想定していない。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	浄化槽清掃の際に発生する汚泥は、一般廃棄物として処理されており、エネルギー利用は検討していない。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	各浄化槽は個人宅に設置されていることから、土地や施設の活用等は検討していない。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙参照

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

河内町小田地区は人口が減少している。本事業の対象区域人口も減少を続けており、平成25年度が375人であったのに対し、平成30年度は325人と、5年間で50人も人口が減少している。今後も、概ね年間10人程度の減少が想定され、令和12年度には235人となるものと推計される。

(2) 有収水量の予測

過疎化による人口減少及び浄化槽使用世帯の減少により、有収水量も徐々に減少し、令和12年度には21.5千m3となると推計される。

(3) 使用料収入の見通し

使用料体系は現在のところ据え置きとしている。人口減少及び浄化槽の使用世帯の減少により、稼働する浄化槽が減少するため、使用料収入は年々減少し、令和12年度には8,127千円となるものと推計される。

(4) 施設の見通し

修繕により、できるだけ浄化槽の長寿命化を図る。

(5) 組織の見通し

現行の体制を維持する。

3. 経営の基本方針

・事業規模が小さいこと等から、総務省の通知等に基づき、公営企業として事業を継続するか否かを含めた検討が必要とされている。基本的には事業サービスを継続していくため、収納率の向上等、経営の健全化を図る。
・使用料の収納率は約96%であり、収納率向上を図る。
・経費回収率が90%程度であることから、使用料改定の予定等はない。今後赤字幅が増大し、経費回収率が低下する場合は、検討する。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	本事業は対象家屋をあらかじめ決定したうえで設置した事業であり、新規設置を行うことはできないことから、新たな投資は発生しない。
-----	--

--

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	新たな投資計画がないことから、使用料収入で維持管理費の90％程度を賄えるようにすることを目標とする。
-----	--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

維持管理費は、浄化槽の保守点検、清掃の委託料と法定検査費がほとんどである。 整備時に活用した起債の元利償還が毎年約1,874千円かかり、令和12年度に償還し終わる。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	---
投資の平準化に関する事項	---
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	---
その他の取組	---

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	
資産活用による収入増加 の取組について	---
その他の取組	---

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	---
職員給与費に関する事項	---
動力費に関する事項	---
薬品費に関する事項	---
修繕費に関する事項	計画的に修繕を実施する。
委託費に関する事項	保守点検・清掃については引き続き外部委託により実施する。
その他の取組	---

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	経営戦略で定めた財政計画を着実に推進するため、毎年目標指標の達成状況を把握することにより、進捗管理を行う。 財政計画と実績の乖離及びその原因を分析し、その結果を経営戦略に反映させるPDCAサイクルを導入し、経営戦略の次の改定は企業会計への移行時とし、その後は概ね5年に一度改定を行い、見直した経営戦略をホームページで公表する。
-------------------------	--

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

[illegible]

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度		前年度 (決算 見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)												
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)												
実 質 収 支	黒 字 (P)											
	(N)-(O) 赤 字 (Q)											
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		87.4	87.0	87.0	86.4	86.0	85.6	85.3	85.2	84.5	84.0	90.5
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)		8,853	8,780	8,708	8,635	8,635	8,490	8,418	8,345	8,272	8,200	8,127
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)		18,171	16,633	15,066	13,470	11,843	10,185	8,496	6,774	5,020	3,233	1,411

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前年度 (決算 見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分												
収 益 的 収 支 分		1,785	1,744	1,942	1,660	1,545	1,574	1,530	1,716	1,441	1,395	1,352
	うち基準内繰入金	336	307	277	247	216	185	153	120	87	53	22
	うち基準外繰入金	1,449	1,437	1,665	1,413	1,329	1,389	1,377	1,596	1,354	1,342	1,330
資 本 的 収 支 分		1,538	1,567	1,597	1,627	1,658	1,689	1,721	1,754	1,787	1,821	1,000
	うち基準内繰入金	1,538	1,567	1,597	1,627	1,658	1,689	1,721	1,754	1,787	1,821	1,000
	うち基準外繰入金											
合 計		3,323	3,311	3,539	3,287	3,203	3,263	3,251	3,470	3,228	3,216	2,352